

各 位

土 木 部 長  
( 公 印 省 略 )

請負代金額 2 5 0 万円以下で締結する工事請負契約の保証に関する取扱いについて ( 通知 )

これまで、長崎県が発注する工事請負契約のうち請負代金額 2 5 0 万円以下の契約については、入札参加資格申請時に履行実績を確認することによって契約保証金の要否を判断し運用してきましたが、今年度入札参加資格申請の電子化に伴い、対面で行ってきた履行実績の確認は廃止されることになりました。これに伴い、請負代金額 2 5 0 万円以下の契約締結に係る契約保証金の要否の判断については下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

また、契約保証金が必要となった場合は「長崎県建設工事標準請負契約書第 4 条に規定する契約の保証に関する取扱いについて」( 令和 4 年 1 月 4 日 4 建企第 3 4 7 号 ) により契約の保証を求めることとします。

## 記

### 1 . 契約保証金の要否を判断する機関

当該工事を発注・契約する機関において判断する

### 2 . 契約保証金の要否を判断する時期

当該工事の契約締結前に判断する。ただし、同一会計年度内に県との契約において契約保証金を免除した業者と再度契約する場合は免除することができる。

### 3 . 契約保証金を免除する判断基準

入札日の前日から前々年度までの間において、国、特殊法人等 ( 国立大学法人法に定める国立大学法人並びに長崎県立大学法人も含む ) または地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績 ( 工事請負における履行実績 ) が 2 件以上あること

### 4 . 判断方法

下記のいずれかの方法で確認することとし、証拠となる書類を契約書綴りに保管すること。

工事完成確認書写しの提出

工事請負費完成払いの支出状況の確認 ( 公金支出情報等 )

履行証明書の提出

### 5 . 施行日

令和 5 年 4 月 1 日以降に起工を行うものから適用する。

#### 【問い合わせ】

長崎県土木部建設企画課

公共工事契約指導班

TEL : 095-894-3027

FAX : 095-894-3461